W_{14} ＝ 1.000
W_{15} ＝ 1.066
W_{16} ＝ 1.066
X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.066
Y_{16} ＝ 1.066
Y_{17} ＝ 0.902
Y_{18} ＝ 0.885
Y_{19} ＝ 0.869
Y_{20} ＝ 1.033
Y_{21} ＝ 1.052
Y_{22} ＝ 1.049
Y_{23} ＝ 1.016
Y_{24} ＝ 0.984
Y_{25} ＝ 0.984
Y_{26} ＝ 0.754
Y_{27} ＝ 0.049
Y_{28} ＝ 0.0377
Y_{29} ＝ 0.0361
Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
AA_{18} ＝ 1.000
AA_{19} ＝ 0.981
AA_{20} ＝ 1.167
AA_{21} ＝ 1.189
AA_{22} ＝ 1.185
AA_{23} ＝ 1.148
AA_{24} ＝ 1.111
AA_{25} ＝ 0.907

W_{14} ＝ 1.000
W_{15} ＝ 1.065
W_{16} ＝ 1.065
X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.065
Y_{16} ＝ 1.065
Y_{17} ＝ 0.903
Y_{18} ＝ 0.871
Y_{19} ＝ 1.032
Y_{20} ＝ 1.032
Y_{21} ＝ 1.045
Y_{22} ＝ 1.048
Y_{23} ＝ 1.016
Y_{24} ＝ 0.790
Y_{25} ＝ 0.790
Y_{26} ＝ 0.097
Y_{27} ＝ 0.048
Y_{28} ＝ 0.0371
Z_n　合併新法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
AA_{18} ＝ 1.000
AA_{19} ＝ 1.185
AA_{20} ＝ 1.185
AA_{21} ＝ 1.200
AA_{22} ＝ 1.204
AA_{23} ＝ 1.167
AA_{24} ＝ 0.907
AA_{25} ＝ 0.907